

公 示

公示第64号

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に係る平準化係数について

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」（平成31年4月26日付け公示第9号）に基づき、営業区域ごとの平準化係数を下記のとおり定めたので公示する。

令和4年1月21日

北陸信越運輸局長 平井 隆志

記

県名	営業区域	平準化係数
新潟県	新潟交通圏	1.12
	上越交通圏	1.16
	妙高市A	1.16
長野県	長野交通圏	1.13
富山県	富山交通圏	1.17

附則

1. 本公示は、令和4年1月21日から施行する。